

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏名	清原 舞
学位の種類	博士 (社会学)
学位記番号	社会博甲第4号
学位授与の日付	2012年3月17日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	スウェーデンの障害者福祉 —政策・運動・実践—
論文審査委員	主査 宮本 孝二 教授 副査 上田 修 教授 副査 郭 麗月 教授

<博士論文の要旨>

スウェーデンの障害者福祉 －政策・運動・実践－

清 原 舞

1. 研究テーマと方法

本論文の目的は、身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉のあり方を、スウェーデンの政策・運動・実践を研究することを通して、総合的に明らかにすることである。スウェーデンの障害者福祉政策や運動や実践に焦点を合わせ、障害者福祉のあり方を総合的に捉えていく視点は、今後日本の障害者福祉のあり方を検討する上で不可欠であると考ええる。

筆者はスウェーデン留学の機会を2005年に得ることができ、1年間、スウェーデン南部に位置するヴェクショー大学（現リンネ大学）にて、スウェーデンの障害者福祉政策・制度と現場における実践について、制度・政策の講義、施設見学やフィールドワーク等を通して総合的に学んできた。そして、障害者の完全な社会参加を目指すべく、政策・制度の充実に取り組んでいるスウェーデンの政策面の研究を一層深めるとともに、現場における実践や当事者の声に耳を傾ける研究の必要性を再確認し、スウェーデンの障害者福祉に関する研究を進めてきた。

まず、2005年から2006年までのスウェーデン留学の経験を基に、障害当事者とその家族を支えていくための制度について検討を行った¹⁾。次に、日本におけるスウェーデンの社会福祉研究を跡づけ、どのように日本でスウェーデ

ン研究が展開されてきたのかを概観しつつ現在の方向性を確認し、筆者の研究の位置づけを明確にした²⁾。また、スウェーデンの障害者福祉政策に関する翻訳を行い、障害者福祉サービスの現状を紹介した³⁾。さらに、2010年8月31日から2010年9月12日まで、スウェーデンにおいて施設見学を行うとともに、ストックホルム・全国知的障害者協会（FUB）を訪問し、オンブズマンであるPie Blume（ピーエ・ブルメ）氏へのインタビューを実施し、その資料と記録を基にFUBの活動を紹介し、日本における知的障害者の権利擁護に関する問題点を検討した⁴⁾。2011年には、筆者がこれまでの研究で言及できなかった2000年の行動計画について、2009年10月に作成されたスウェーデン政府の行動計画の報告書の紹介を通して、今後の障害者福祉政策の方向性を論じた⁵⁾。

約45万平方キロメートルの国土をもつスウェーデンは、人口およそ900万人の小国でありながら、福祉先進国として注目されてきた。周知のように、1960年代には社会民主労働党のもとで福祉国家としての黄金時代を迎え、「スウェーデン・モデル」と呼ばれるまでに発展したのである。このスウェーデン・モデルの特徴は、普遍的で包括的な社会保障制度をもち、積極的完全雇用政策、対等な労使関係、民主的な政治システムで成り立っていることにある。徹底した地方への分権化と合理的な政策の推進であり、その根底には国民の

-
- 1) 清原舞, 2009, 「障害者の生活保障と生活支援－スウェーデンのコミュニティでの事例研究に基づいて－」『桃山学院大学社会学論集』第43巻第1号, 桃山学院大学総合研究所。
 - 2) 清原舞, 2010, 「日本におけるスウェーデン福祉研究」『桃山学院大学社会学論集』第43巻第2号, 桃山学院大学総合研究所。
 - 3) オーク・エルメルほか編／清原舞訳, 2010, 「スウェーデンの社会政策第6章「社会サービスとそれに関連するケアとサービス」」『桃山学院大学社会学論集』第44巻第1号, 桃山学院大学総合研究所。
 - 4) 清原舞, 2011 a, 「知的障害者の権利擁護－スウェーデン全国知的障害者協会（FUB）の活動を手がかりに－」『桃山学院大学社会学論集』第44巻第2号, 桃山学院大学総合研究所。
 - 5) 清原舞, 2011 b, 「21世紀の障害者福祉政策の方向性－2000年の行動計画とその総括－」『桃山学院大学社会学論集』第45巻第1号, 桃山学院大学総合研究所。

生活の保障という考えがある。

障害者福祉の歴史的展開を見ると、1980年代頃までは、障害者差別の歴史であったことがわかる。本論文第3章及び第4章で詳述するが、障害者はコミュニティ⁶⁾の措置により、幼い頃から家族と引き離され、大規模施設に入所させられていた。そこには障害当事者や家族の意思は全く反映されず、障害者が自己決定できるとは考えられていなかった。人々は「障害者は入所施設で生活するのが当たり前だ」という考え方を支持してきた。また1970年代まで多くの障害者は、人権無視といえる強制避妊・去勢手術をされ、それも当たり前だという社会でもあった。しかし、徐々に障害者の権利が保障され、ノーマライゼーションの理念が障害者福祉政策に反映されるようになり、1990年代には、障害者のサービスを受ける権利が明確に規定された法律の制定や、障害者の権利を擁護する法律の制定によりスウェーデンの障害者福祉政策も一気に「施設」から「地域」へと生活の場が変わり、社会の視点もようやく地域で生活することが当たり前だというように変わっていった。現在スウェーデンは、障害者の完全な社会参加の構築を目指し、政府の責任の下に、産業界や民間などの他領域と連携・協働しながら「実験国家」として政策を展開しており、今後も新たな試みを継続していくであろう。

日本におけるスウェーデン福祉研究は、本論文第1章で示すように、1960年代から本格的に始まり、制度・政策の紹介を中心に進められてきた。そして1990年代になってようやく、現場における実践や障害当事者に焦点を当てる研究が本格化してきた。そのような研究の潮流の中で本論文は、スウェーデンの身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者福祉について、その政策・制度、政策・制度の変革を求める運動、そして政策・制度の下での現場における実践という3つの視点から総合的に捉えようと試みる。政策・制度に関しては、これまでの日本における研究を整理する作業を進めるととも

6) スウェーデンの地方自治の基本単位である。日本の市町村に相当する。

に、2000年以降の新しいデータやスウェーデンの法律については、スウェーデン政府が公開しているデータ及び法律原文にあたり分析を行った。また、当事者運動や現場の実践の研究においては、社会調査の技法を活用してスウェーデンで参与観察を行い、利用者へのインタビューも実施した。そして、政策・制度の理念がどのように現場に反映され、障害者の生活を保障するための実践がどのようになされているかを明らかにしようと試みてきた。

現在も、スウェーデンにおいては障害者の生活を保障するために、政府が責任を持ち政策を展開する方針を維持し、障害者の完全な社会参加の実現を目指している。より良い政策のあり方を目指し、常に変化し続けているといっている。その根底には、前述したような国民の生活を徹底して保障するという姿勢があるといえる。

宮本太郎が生活保障という言葉で「雇用と社会保障を結びつける言葉である。人々の生活が成り立つためには、一人ひとりが働き続けることができ、また、何らかのやむを得ぬ事情で働けなくなったときに、所得が保障され、あるいは再び働くことができるような支援を受けられることが必要である。生活保障とは、雇用と社会保障がうまくかみあって、そのような条件が実現することである。」⁷⁾と捉えているように、「人々が社会の中に居場所を得ることが決定的に大事」⁸⁾であることを、スウェーデンに滞在し実際にその政策を学ぶことを通して確認することができたのである。

2. 本論文の構成

前述したように、本論文はスウェーデンの身体・知的・精神の3分野にわたる障害者福祉のあり方について、それぞれ政策・制度、運動、現場における実践という3つの視点から検討したものであり、序章、第1章から第5章、そして終章で構成されている。

7) 宮本太郎, 2009, 『生活保障－排除しない社会へ－』岩波新書, piv。

8) 同上書, p 12。

第1章「日本におけるスウェーデン福祉研究の展開」では、日本で行われてきたスウェーデンの社会福祉に関する研究を整理し、時代ごとの研究の変化を跡づけることにより、現在の筆者のスウェーデンの社会福祉研究の位置づけを示した。なお、スウェーデン社会福祉研究史についてはこれまでもまとめられたものがあるが、ここでは筆者独自の構成的視点を採用した。

第1節では、1960年代から1970年代にかけての日本でのスウェーデン社会福祉研究を概観した。この時期には、スウェーデンの社会保障制度を日本に紹介する研究が多く見られ、いわゆる、「胎内から天国まで」⁹⁾といわれるスウェーデンの社会福祉をマクロの視点で捉えようとする研究が多く見られた。

第2節においては、1980年代から1990年代の研究を整理した。1990年頃からスウェーデンの社会福祉政策・制度にとどまらない、障害当事者や福祉現場に焦点を当てる研究が見られるようになった。障害当事者に目を向けることで、スウェーデンの社会福祉施設の現場の実態が明らかになり、日本の施設現場の改善や障害当事者組織活動の推進に、大きな影響を与えることになったのである。

第3節では、2000年以降の研究の主要なテーマについて概観し、政策・制度というマクロレベルの研究と現場での実践に焦点を当てたミクロレベルの研究という2つの大きな流れを見出すことができた。つまり、社会福祉政策・制度を社会の全体的なシステムに位置づけつつ把握しようとする総合的な研究と、現場で行われている実践、社会福祉の現場での実践に焦点が合わせられた研究の2つの流れである。本論文はその2つの流れの合流点に位置づけられるが、さらに本論文の第4章に見られるように、政策・制度と現場の実践を媒介する位置にある運動という実践についても取り上げた。

第2章「新世紀における障害者福祉政策の方向性」では、2000年にスウェーデン政府が策定した「障害者政策のための国の行動計画」に焦点を当て、

9) 一番ヶ瀬康子・小野寺百合子、1968、『スウェーデンの社会福祉』全国社会福祉協議会、p16。

スウェーデン政府が確立してきた政策の総括と今後の方向性について概観し、今後の方向性について論じた。この行動計画は、1993年に国連が採択した「障害者の機会均等化に関する基準規則」に基づき、策定されたものである。2000年から2010年までの10年間で、障害者の完全参加、障害者間の男女平等、および差別のない社会の構築を目指し、そのために、政府が責任を持って公共交通機関、情報、メディア、教育、労働、社会サービス、文化などへの障害者のアクセスを容易にし、彼らの社会参加を保障しようとするものである。なお、行動計画については日本ではまだ十分に紹介されていないので、本論文では原資料に基づいて紹介した。

まず第1節において、2009年の報告書に基づいて行動計画の目的と理念を確認した。また、その目的を達成するために、どのような方法ないし手段が採用されたのかについて、やはり報告書に基づいて明らかにしてきた。

次に第2節では、政府、ランスティング¹⁰⁾、コミュニン、移送、教育、労働、文化、個別援助の領域で、第1節で紹介したさまざまな方法ないし手段が実際にどのように実践されてきたのかを報告書から抽出し、スウェーデン政府のこの10年間の障害者福祉政策への取り組みの成果を総括した。

最後に第3節では、第2節で示した総括を踏まえて、スウェーデン政府が障害者福祉政策についてどのような将来の方向性を描き出しているのかを検討し、その方向性に関わる主要な論点を明らかにした。そして、それらの論点について、日本における障害者福祉政策の現状と課題を参照しつつ検討を深め、今後の障害者福祉政策の可能性を探究していくという方向性を設定したのである。

第3章「身体障害者福祉政策の歴史的展開」では、障害者の完全参加を実現するべく、さらなる取り組みを続けているスウェーデンの身体障害者福祉政策に焦点を当て、その歴史的展開を検討することを通して、身体障害者福

10) スウェーデンの自治単位であり、日本の県に相当する。

祉政策の一層の充実に向け、これまでの政策がどのように改善されてきたのかを明らかにすることを目的とする。なお、障害者福祉に関する法律の内容についてはこれまでも紹介されていたものはあるが、ここでは筆者独自の構成的視点を採用した。

第1節では、19世紀から20世紀半ばまでの障害者の政策と発展を概観し、障害者の生活と障害者の置かれていた状況に関わる問題点を明らかにした。

次に第2節において、戦後から1980年代までの身体障害者福祉に関わる政策が、どのように発展していったのかについて検討することを通して、身体障害者の地域における生活の可能性が模索され、実現され始めた過程を明らかにした。

最後に第3節において、1990年代から2000年代、社会への完全参加の実現を達成するべく、身体障害者福祉政策の一層の充実を目指したスウェーデンの取り組みを紹介した。

第4章「障害者の権利擁護運動－スウェーデン全国知的障害者協会（FUB）の活動」では、スウェーデンの大規模な障害者団体の一つであるスウェーデン全国知的障害者協会（Riksförbundet För barn, unga och vuxna med utvecklingsstörning: FUB。以下FUBと表記）の活動を手がかりに、知的障害者の権利擁護に向けた課題を検討した。筆者が2010年9月にストックホルムのFUB本部を訪れ、知的障害者の権利擁護を推進するためのFUBの組織や活動について学んだことに基づいて、知的障害者の生活を保障するために必須である当事者の権利をどのように保障するのかを探究した。なお、FUBについては日本では十分に紹介されていないので、ここでは原資料とインタビューに基づいて紹介した。

まず第1節では、FUBの活動の発展が、スウェーデンの政策にどのような影響を与えてきたのかを確認するために、スウェーデンの知的障害者福祉政策の歴史を概観し、その政策において、保護の対象でしかなかった知的障害者をひとりの人間として位置づけるようになった経過を検討した。

次に第2節で、オンブズマンであるPie Blume（ピーエ・ブルメ）氏へのインタビューを基に、知的障害者の親の会から始まったFUBが現在どのような活動を行っているのかを明らかにした。

最後に第3節で、FUBの活動を手がかりとして、日本において知的障害者の権利を擁護し、自己決定を保障する方策について検討を進めた。

第5章「障害者の生活保障－コミュニンの実践を通して」では、筆者が2005年から1年間留学していたスウェーデン南部ヴェクショー・コミュニンの実践に焦点を当て、生活保障を切り口に障害のある人の生活の保障は、いかにあるべきかについて検討した。まずヴェクショー・コミュニンの現状を紹介し、次に現場でどのような支援体制がとられているのかというマイクロレベルな視点でのフィールド調査の結果をまとめ、最後に日本の現状と比較することによって、障害者とその家族を支えていくための政策制度や支援の方向性について考察することにした。なお、コミュニンの生活の場における実践についてはいくつかの紹介はあるが、ヴェクショー・コミュニンでの精神障害者の分野における実践についてはまだ紹介されていないので、ここでは原資料とインタビューや参与観察に基づいて紹介した。

第1節において、ヴェクショー・コミュニンにおける現状を分析し、障害者福祉政策への取り組みについて明らかにした。ヴェクショー・コミュニンでは、スウェーデンの福祉政策の大きな流れを反映し、地域での生活を保障していく政策を採用している。その概要をヴェクショー・コミュニンの行政資料に基づき紹介した。

次に第2節で、精神障害者の生活を支援するサポートセンターにおける筆者の1週間の参与観察の結果と、資料および利用者との会話記録（3事例）を基に明らかにしていった。

最後に第3節で、第1節および第2節をふまえ、日本における障害者の生活保障の課題を考察するとともに、障害者もひとりの市民として、サービスを受ける権利があるという基本的な原則や、地域で生活をするということの

意義について検討を深めることにした。

以上のように、本論文では、日本におけるスウェーデンの社会福祉に関する研究の歴史的展開を概観し、次にスウェーデンの障害者福祉政策のあり方について検討を進め、また、その障害者福祉政策に影響を与えてきた当事者運動による権利擁護に向けた取り組みを明らかにし、さらに、実際に障害者福祉政策が現場においてどのように実践されてきたのかについてヴェクショー・コミュニケーションを事例に検討してきた。しかし、本論文で十分に探究できなかった点は多く、それらは今後の研究における課題として残さざるをえなかった。そこで終章「今後の課題」では、第1節で本論文の達成点を総括するとともに、達成できなかった点も確認した。また、スウェーデン福祉研究を一層深めるための課題を明らかにし、本論文の総括をすることによって、その達成点とともに限界も示した。そして第2節で、それらの諸課題への対応によって日本の障害者福祉の改善に貢献していくことを今後の主要課題として3点提示した。

第一に、スウェーデンにおける障害者福祉政策の動向の検討である。これまでも筆者はスウェーデンにおける障害者福祉政策について政府の報告書や年間報告書等を通して検討してきたが、今後も変化し続けるとされる障害者福祉政策の最新の動向を継続的に把握し、明らかにしていく必要がある。スウェーデン政府の最新の動向を十分に検討することはもちろん、それをめぐるスウェーデンのアカデミズムやジャーナリズムにおける議論の展開を継続的に把握していくことも、筆者が研究を進めていく上で重要な課題である。

第二に、スウェーデンにおける現場実践の探究である。スウェーデンにおける近年の研究では、障害当事者の自己決定権やコミュニケーション方法、障害当事者の生活の質、障害者の社会参加、アクセシビリティに焦点を当てた研究が行われている¹¹⁾。したがって、障害当事者の生活に焦点を当てた研究

11) Maria Sundström, 2010, *Med rätt att bestämma*. Luleå tekniska universitet. など。知的障害者のグループホームにおける自己決定権についての論文がある。

を一層深めていかなければならない。そのためにはヴェクショー・コミュニオン以外でも実践事例の検討を行い、障害当事者が地域で生活していくにあたってのコミュニオンの支援体制について探究していかなければならない。

第三に、日本における障害者福祉政策についての分析である。筆者はスウェーデンの障害者福祉政策から日本の障害者福祉政策にどのように活かしていくべきであるのかという方策を見出すために、スウェーデンの障害者福祉政策を総合的に捉えることを試みてきた。そこで今後、研究を発展させていく上で、日本にとってどのように改良するべきかを探究していく必要性があるが、まずは日本の障害者福祉政策の現状について十分に究明していかなければならない。日本の障害者福祉政策の現状を正確に把握し、問題点を明確にし、課題を検討しなければならない。さらに、日本の障害者福祉政策・制度の課題について検討していくために、日本における現場での取り組みや障害当事者へのインタビュー調査等も行い、現場や障害当事者の声を反映させていかなければならない。

日本において、障害者の生活を保障する仕組みの構築は重要な課題であるといえよう。しかし、障害者が安心して生活できる社会の構築は、すべての人が安心して生活できる仕組みを作ることにほかならない。スウェーデンが目指しているように、包括的な視点から誰もが安心して生活することができる社会のシステムの構築は、日本においても必須の目標なのである。筆者も今後、研究を一層進めることを通して、その目標達成に貢献できるよう努めたい。

<博士論文審査結果の要旨>

審査委員：主査 宮本 孝二

副査 上田 修

副査 郭 麗月

清原舞の博士学位申請論文「スウェーデンの障害者福祉－政策・運動・実践」は、身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉のあり方を、スウェーデンの政策・運動・実践を研究することを通して、総合的に明らかにすることを目的としている。

スウェーデンの障害者福祉政策や運動や実践に焦点を合わせ障害者福祉のあり方を総合的に捉えていくことが、今後日本の障害者福祉のあり方を検討する上で不可欠であると考える清原は、スウェーデンのヴェクショー大学（現リンネ大学）で2005年に1年間、スウェーデンの障害者福祉政策・制度と現場における実践について、政策・制度の講義、施設見学やフィールドワーク等を通して総合的に学んで以来、スウェーデンの障害者福祉に関する研究を文献研究および実地調査の両面で進めてきた。

本論文ではまず第1章「日本におけるスウェーデン福祉研究の展開」において、日本で行われてきたスウェーデン福祉研究を整理し、時代ごとの研究の変化を跡づけることにより、清原のスウェーデンの障害者福祉研究の位置づけを示している。

第2章「新世紀における障害者福祉政策の方向性」では、2000年にスウェーデン政府が策定した「障害者政策のための国の行動計画」（2000年から2010年までの10年間に障害者の完全社会参加、障害者間の男女平等、差別のない社会の構築を目指し、政府が責任を持って公共交通機関、情報、メディア、教育、労働、社会サービス、文化などへの障害者のアクセスを容易にし、彼らの社会参加を保障しようとする計画）に焦点を当て、スウェーデン政府が

確立してきた政策を総括し今後の方向性について展望している。

第3章「身体障害者福祉政策の歴史的展開」では、障害者の完全社会参加を実現するべく、さらなる取り組みを続けているスウェーデンの身体障害者福祉政策に焦点を当て、その歴史的展開を検討することを通して、身体障害者福祉政策の一層の充実に向け、これまでの政策がどのように改善されてきたのかを明らかにしている。

第4章「障害者の権利擁護運動－スウェーデン全国知的障害者協会（FUB）の活動」では、スウェーデンの大規模な障害者団体の一つであるスウェーデン全国知的障害者協会（Riksförbundet För barn, unga och vuxna med utvecklingsstörning: FUB）の活動について、清原が2010年9月にストックホルムのFUB本部を訪れ、知的障害者の権利擁護を推進するためのFUBの組織や活動について学んだことを紹介し、それを手がかりに知的障害者の権利擁護に向けた課題を検討し、知的障害者の生活を保障するために必須である当事者の権利保障について究明している。

第5章「障害者の生活保障－コミュニケーションの実践を通して」では、清原が2005年から1年間留学していたスウェーデン南部ヴェクショー・コミュニケーションの実践に焦点を当て、まずヴェクショー・コミュニケーションの現状を紹介し、次に現場でどのような支援体制がとられているのかというミクロレベルな視点でのフィールド調査の結果をまとめ、最後に日本の現状と比較することによって、障害者とその家族を支えていくための政策・制度や支援の方向性について考察している。

そして終章「今後の課題」では、第1節で本論文の達成点を総括するとともに、達成できなかった点も確認し、スウェーデン福祉研究を一層深めるための課題を明らかにする。そして第2節で、それらの諸課題への対応によって日本の障害者福祉の改善に貢献していくことを今後の主要課題として提示している。

以上が本論文の概要であるが、高く評価できる点は次のとおりである。第

1に、本論文はスウェーデンの障害者福祉について、実地調査やスウェーデン語文献に基づく研究を進めてきた成果となっている。第2に、身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者福祉という主要問題について、それぞれ政策、運動、実践という視点を設定して取組み、スウェーデンの障害者福祉の総合的研究を推進していく基礎固めをなしている。以上の2点は、清原の今後の研究の大いなる可能性を示していると言えよう。また、清原が博士後期課程に在学中、着実に年次論文執筆をこなし、同時に学会発表の経験もいくつか積み重ねてきたことも申し添えたい。

ただし、本論文の難点も指摘しておかなければならない。第1に、政策、運動、実践という総合的な視点が設定されているものの、個々の障害者福祉問題の研究には部分的な視点しか適用されておらず、全体的な関連が明らかにされていない。第2に、個々の障害者問題において研究対象とした制度や団体や地域は、新しさは認められるものの、非常に限定されたものにとどまっている。第3に、本格的取組みは今後の課題とされているとはいえ、本論文に散見される日本の障害者福祉の現状についての認識や、改革に向けた提言は不十分であり、新しさも感じられない。第4に、スウェーデン障害者福祉を社会システム全体の中に位置づけ、政治・経済・文化などの諸領域との関連について一層社会学科学的な専門的研究を推進する方向性が明確でない。

しかしながら、以上のような多くの難点への対応が今後の課題として残されるとはいえ、本論文の長所を勘案し判定するならば、本学大学院社会学研究科の博士学位申請論文として合格水準に達していることを認定することができる。